

議案参考資料

[令和4年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

防災・危機管理課 防災・危機管理担当

議案名

議案第38号 桐生市新里・黒保根地区防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

桐生市防災情報伝達システム整備事業により、防災行政無線施設を更新することに伴い、防災無線施設の名称及び設置場所等について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

本市防災行政無線は、合併前の1市2村から引き続き、それぞれの地区ごとに運用していますが、桐生市防災情報伝達システム整備事業により、現在全市域一体となるシステムを構築しております。

このことに伴い、本条例において、条例名を改めるとともに、「新里・黒保根地区」と限定している箇所を削除し、防災無線施設の名称及び設置場所に関する規定を新たに整備する施設に改めるものです。

(施行期日：令和4年8月1日)

背景・経過

平成31年3月に桐生市防災情報伝達システム整備基本方針を策定し、同基本方針に基づき整備工事を進めるため、令和2年9月に実施設計を作成しました。

その後、令和3年1月に公募型プロポーザル方式で施工業者を「日本電気株式会社 群馬支店」に決定し、同年3月から実施設計内容を反映した整備工事を進めており、令和4年8月に新たな防災行政無線の運用開始を目指しています。